

会長互選手続の概要

会長互選は概ね以下の手続で行われます。手続の詳細につきましては、別添の「会長互選関係規定」及び「投票の際の動き」を御参照ください。

【会長互選手続】

- ① 各会員は、第 2 3 期の会員名簿に掲載された者のうち 1 人に投票
 - ※ 投票の際、投票用紙とともに、番号札をお持ちください
 - ※ 投票用紙に記載する氏名は 1 名のみとしてください（2 名以上の氏名を記載した場合、投票は無効になります。）
 - ※ 投票者の氏名の記載は必要ありません（無記名投票）
- ② 投票者数の過半数の票を得た者を会長候補者に選出
 - ※ 過半数の票を得た者がいない場合は、①の手続に戻り、再度投票いたします。3 回投票を行っても過半数の票を得た者がいない場合、4 回目の投票は、3 回目の投票における上位の得票者 2 名について決選投票を行います。
- ③ ②で選出された会長候補者に、会長の職に就く意思がある場合、会長に就任。会長の職に就く意思がない場合、①の手続に戻り、再度投票を実施

会長互選関係規定

●日本学術会議法（昭和23年法律第121号）（抄）

第8条 日本学術会議に、会長1人及び副会長3人を置く。

2 会長は、会員の互選によつて、これを定める。

3 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。

4 会長の任期は、3年とする。ただし、再選されることができる。

5 副会長の任期は、3年とする。ただし、再任されることができる。

6 補欠の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

●日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号）（抄）

第4条 法第8条第2項の 会長の互選は、他の案件に先立って総会で行う ものとする。

2 前項に規定するもののほか、会長の互選に関する事項は、総会が定める。

●日本学術会議事務局組織規則（平成17年日本学術会議規則第1号）（抄）

第1条 日本学術会議の運営においては、事務局長を事務総長と称する。

2 事務局長は、会長及び副会長の職務を助け、日本学術会議の運営に参画し、事務局の事務を統理する。

3 事務局長は、会長及び副会長共に事故のあるとき又は共に欠けたときは、臨時に会長の職務を行う。

4 事務局長は、総会及び幹事会において議長を補佐し、必要な場合には意見を述べることができる。

●日本学術会議細則（平成17年日本学術会議第146回総会決定）（抄）
（会長の互選）

第2条 事務局長は、会長の互選のための資料として、互選が行われる総会時における会員（送付時には候補者である者を含む。以下本条において同じ。）に対し、総会に先立ち、次の資料を送付する。

(1) 互選が行われる総会時における会員の名簿（略歴等を含む。以下本条において「名簿」という。）

(2) その他幹事会が必要と認める資料

2 会長の互選は、総会に出席した会員の投票により行う。この場合の投票の方法は、次のとおりとする。

(1) 会員は、前項の規定により送付された名簿に掲載された者のうち1人に投票

する。この投票は、単記無記名による。

(2) 投票者数の過半数の票を得た者を会長の候補者とする。

(3) 第1回の投票において、過半数を得た者がいないときは、過半数を得る者があ
るまで投票を行う。

(4) 第3回の投票において、過半数を得た者がいないときは、前2号の規定にか
かわらず、当該投票における上位の得票者2人について決選投票を行い、多数を
得た者を会長の候補者とする。ただし、決選投票を行うべき2人を定めるに当
たり、並びに会長の候補者を定めるに当たり、得票数が同じときは、年長者を
もってこれに充てる。

3 会長の候補者は、会長の職に就く意思がある場合、会長となる。会長の職に就
く意思がない場合は、前項の互選を再度行う。

4 前3項の規定に関し必要な事項は、幹事会が定める。

5 前4項の規定は、日本学術会議法（以下「法」という。）第8条第6項の規定に
基づく補欠の会長の互選に準用する。

● 会長の互選に関する幹事会決定（平成18年4月11日日本学術会議第12回
幹事会決定）（抄）

（無効投票）

第1条 細則第2条第2項に規定される投票については、次の各号のいずれかに該
当する票は無効とする。

(1) 2名以上の氏名を記載した場合

(2) 細則第2条第1項第1号に規定される名簿に掲載された以外の者を記載し
た場合

(3) 氏名のほか、他事を記載した場合。ただし、職業、身分、住所、地域、専門
分野、所属機関又は敬称の類を記入した場合は、この限りでない。

(4) 氏名を自書しない場合

(5) 何人を記載したかを確認し難い場合

2 前項に規定される無効票を投じた者については、投票者数に含める。

（同一の氏名の者等に対する得票の有効）

第2条 同一の氏名、氏又は名の者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又
は名のみを記載した票は有効とし、その同一の氏名、氏又は名の者の人数分の1
をそれぞれの得票とする。

（立会人）

第3条 細則第2条第2項に規定される投票においては、事務局長を立会人とする。

2 事務局は、前項に規定する立会人の立会いの下で開票を行い、投票の効力につ
いて疑義が生じた場合は、立会人が総会に諮りこれを決する。

投票の際の動き

